

市会議案第 3 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 小北 一美

吹田市議会規則第 号

吹田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

吹田市議会会議規則（昭和43年吹田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第75条第2項中「速記又は」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

吹田市議会会議規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第75条 -----略-----</p> <p>2 議事は、<u>速記又は録音</u>により記録する。</p>	<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第75条 -----略-----</p> <p>2 議事は、録音により記録する。</p>